

平和行進2014千葉

日にち：7月9日 引き継ぎ
7月10日～22日

ちば労連

ホームページ <http://chibarouren.jp/> メール chibarouren@axel.ocn.ne.jp

第 271 号 URL 版 2014 年 6 月 30 日

発行 千葉県労働組合連合会

〒260-0854 千葉市中央区長洲 1-10-8 自治体福祉センター

電話 043(225)5576 FAX 043 (221) 0138

発行人 本原康雄 定価 20 円

【1面】

「最賃・公契約」夏の陣

望むのは「実感のある賃金」

集团的自衛権の行使容認の説明で「国民のいのちを守る」と表明した安倍首相。4月から消費税が上がり、格差と貧困の拡大がいつそうすむなか、教育への国家の不当な介入、労働法制の大改悪のどこが「いのちを守る」ことなのか。全労連が主催した5・22労働者総決起集会には、1000人が参加し、国請願要請デモをおこないました。「最賃1000円以上の実現と全国一律最賃制の確立！派遣自由化を許さず、すべての労働者の賃金・雇用の改善で景気回復」を求め、議員会館前では10団体がそれぞれ1分間のリレートークで怒りの声を届けました。



リレートークで発言する鈴木徳男さん
(現千葉土建中央執行委員長)

千葉土建は「実感のある賃金」の引き上げを求めて5・22労働者総決起集会に参加しました。

建設業界は設計労務単価がこの2年間で23%上昇。しかし公共工事における労働者の賃金は上がっていません。「実感は以前と変わらない」という仲間の声で溢れています。

日本のインフラを支えているのは現場で働く労働者です。税金を使ってもうけているのは一部の企業だけで、労働者には回ってきていません。国が労働者のために設計労務単価をあげたというのなら、それを担保するための「公契約」に関する法律を作るべきです。

運動と世論が解決の道

千葉労連は5月20日、千葉駅で労働法制改悪阻止、最低賃金引き上げのための宣伝行動を行いました。宣伝には労働法制改悪反対千葉県連絡会の仲間も参加しました。

千葉県の最低賃金は777円、1ヶ月普通に働いても13万円程度にしかなりません。健康で文化的な最低限の生活を営むためには、最低でも時給1300円が必要です。また、原則を根底から覆す労働

者派遣法の改悪は、不安定で低賃金の非正規労働者を増やします。解雇自由法案が通れば、ブラック企業が横行してしまいます。労働法制の改悪は止めなければなりません。

連絡会代表の中丸弁護士は、「労働者が世界一働きやすい社会をつくるためにがんばっていききたい」。同じく連絡会の島貫弁護士は「企業が活動しやすくなれば、労働者が辛くなるばかり。なんとしても労働者派遣法の改悪阻止を」と、それぞれ訴えました。

千葉労連の松本議長は「9条を変えずに、解釈によって集団的自衛権を行使するのが安倍政権の狙い。戦争する国づくりには断固反対。均等待遇、正社員があたりまえの社会となるためには、運動と世論が唯一の解決の道」と訴え「困った時には個人で組合に加入できます。電話相談を」と呼びかけました。

秘密保護法は撤廃に 廃止させる千葉の会が宣伝

昨年 12 月に強行採決された特定秘密保護法。この法律の狙いは、防衛・外交をはじめ国政の重要問題で、国民の目・耳・口をふさぎ、日本を再び「海外で戦争する国」につくりかえることにあります。民主主義の根幹である国民の「知る権利」「言論・表現の自由」を脅かし、日本国憲法の基本原理を根底から覆してしまいます。この法律を、今年 12 月の施行前に何としても撤廃させるために「秘密保護法を廃止させる千葉の会」22 名が、5 月 27 日に千葉パルコ前のスクランブル交差点で、宣伝行動を行いました。

シール投票も好評

宣伝行動では、署名集約と東京新聞・千葉日報への意見広告賛同募金と併せて、シール投票にも取り組みました。わずか 1 時間の宣伝にも関わらず右の数字のように多くの投票が行われ、秘密保護法に多くの人が不安を感じ、廃止もしくは少なくとも修正をしなければならないと感じている人が圧倒的です。こうした国民の声を政府に突き付けるべく、さらなる取り組みに結集していかなければなりません。



多くの通行人がシール投票に参加

シール投票結果

①秘密保護法に不安を感じるか？

感じる 55 感じない 5

②秘密保護法を今後どうするべきか？

このまま施行 3 修正する 27

廃止する 29

TPPの脅威を知り反対の運動を広げよう

はたらく女性の千葉県集会

6月1日、自治体福祉センターで「第18回はたらく女性の千葉県集会」が開催されました。

千葉労連等で多数講演をいただいている明海大学経済学部准教授の宮崎礼二氏を講師に招き、「日本経済と暮らしを直撃するTPPの脅威」と題し講演をいただきました。

個別化・分断化されないように

宮崎氏は、「ここ数年 T P P に反対する人たちは、自ら直接関わる分野に関心がいってしまい、意識が個別化・分断化されてしまって結集できない。個別化・分断化されないように T P P の本質を知っていただきたい」と話し、アメリカの T P P 戦略の目的は「例外なき関税撤廃」と「非関税障壁の撤廃」による、物だけでなくサービスや知的財産権なども含む包括的な自由貿易であり、経済利害と安全保障は表裏一体であること。そして日本の T P P 推進勢力の目的は大企業の海外進出の基盤整備、安全保障の面からは日米同盟の強化、憲法 9 条の解体、戦争のできる国づくりであることが話されました。



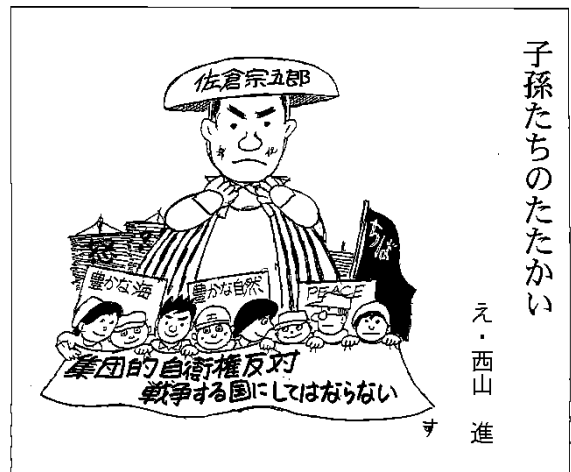
T P P の本質を説明する宮崎氏

講演後の発言の広場では 3 名の方が発言をしました。農民連の小島さんからは、取り組みの紹介として遺伝子組み換えとうもろこしの紙芝居を使ったミニ学習、年金者組合の横山さんからは、年金引き下げに対する運動の紹介、千葉県母親連絡会の渡辺さんからは、10 月に開催される千葉県母親大会への参加の呼びかけがされました。

波濤

日本航空の客室乗務員・パイロットの東京高裁判決がだされた。

内容は、会社の主張のみ採用し、解雇を容認する極めて悪質なものであり、まさに「不当判決」だ▼つい先日、大飯原発運転差し止めを求めた地裁、厚木基地での騒音被害による早朝・夜間の飛行差し止めを求めた地裁判決がニュースになり「司法は生きていた」と感じた方も多いはず。だからこそ日航裁判の判決の酷さに憤りしか覚えない▼そして、先日発覚した重大不具合による整備の 5 日間停止、システムトラブルによる 174 便の欠航。日本航空の人権無視・安全軽視の姿勢が、裁判の内外に噴出している。舞台は最高裁へ。我々の怒りを、この闘いにつける時だ。



【2面】

旭中央病院宮本解雇事件が勝利解決

ロジテム、昭和ゴム等 4 事件も勝利の節目

旭中央病院解雇事件 運動で即決和解協定

旭中央病院による宮本さん不当解雇事件は、6月6日、千葉地裁八日市場支部で即決和解が成立し、2年間のたたかいで勝利解決しました。

職場に戻ることはできませんでしたが、それ以外は中央病院が事実上全面的に非を認め、処分そのものが無かったに等しい和解内容です。

6月11日に「宮本さんを職場に戻し地域医療を再生させる会」と、宮本さんが所属する県医労連、医療福祉労組は共同声明を発しました。

声明では「全国有数の巨大自治体病院との闘いで組合や争議団の仲間、地域の皆さんの力で、訴訟に

委ねずに運動の力だけで勝利を勝ち取った経験は全国に誇れる大きな成果」と述べ、「毎月 1 回の病院玄関前宣伝や千葉県争議総行動での病院前・市役所要請行動」「地域医療要求や民営化阻止の住民要求と結びついた運動」で勝利解決を切り開きました。

来る 7 月 12 日に旭市で勝利報告集会を開催します。

APF ファンド断罪判決 昭和ゴム企業再建正念場

悪徳ファンドの支配とたたかう全労連・全国一般昭和ゴム労組は、6 月 17 日、衆議院第一議員会館内での集会から始まる霞が関総行動をとりくみ、明治大学での大集会を成功させました。この間、参議院法務委員会で 3 回にわたって日本共産党の仁比議員が APF を名指しで悪徳ファンド規制を求め、金融庁は APF 代表此下（昭和 HD 会長）に史上最高額 41 億円の課徴金を科す勧告を出しました。

さらに 5 月 19 日、東京地裁が「APF による明大野中教授の学術論文に対する恫喝訴訟」で、APF の架空増資や有価証券虚偽記載、背任的犯罪の事実を認定して、APF の請求を棄却。野中教授側勝利の判決を下しました。

勝利の節目を経て、いよいよ闘いは正念場です。

ロジテムトランスポート 中労委勝利命令と謝罪文

建交労千葉合同支部ロジテムトランスポート分会の闘いでは、4 月 24 日に中労委が勝利命令を発しました。

千労委救済命令を支持し、会社の請求を棄却するものでしたが、会社が行政訴訟を断念したことで命令が確定しました。

5 月 9 日には、命令に基づき、会社が謝罪文を掲示・手交しました。

千葉地裁でたたかっていた不払賃金請求訴訟の和解解決とあわせて、組合は、節目の勝利を生かそうと奮闘中です。

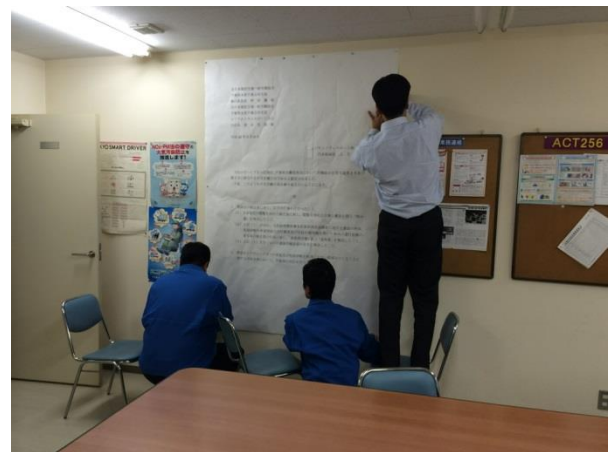
県職労は勝利集会 郵政ユニオンは掲示板獲得

県職労医療施設労組・同公営企業労組は「7・8% 賃下げ強行に伴う不当労働行為救済事件」での和解を受け（269号既報）、5・30に市原のホテルで勝利報告集会を開催しました。

また、郵政産業ユニオンは、佐倉分会の掲示板貸与をめぐる千労委救済事件での和解（既報）を受けて、5月末までに、掲示板貸与を実現。当局に組合間の中立保持義務を果たさせました。



6. 17 悪徳ファンド規制シンポに
350人が参加



会社に謝罪文が掲示された
(建交労ロジテムトランスポート分会)

労働相談 1 ヶ月 ～休業補償のゴマカシ～

ある大手の飲食チェーン店に勤める労働者から、休業補償をごまかされているようなので相談したいという電話が来ました。

相談は、店長から店のリフォームを行うため 2 か月間の自宅待機を命ぜられ、その間、有給の使用や別の店で働くこともあるという話でした。友達との飲み会がありその話をしたところ、自宅待機なら休業補償が支給されるのではとの話があり、店長に尋ねたところ、上に聞いてみるということでした。すぐに専門家から連絡があり、休業補償を支払うので「合意書」に印を押すように言われ、説明を聞いて押しました。

毎月、15 万円位の手取りがあるので、60%というとならぬと9万円ぐらいになると思っていたら、実際の支給額は4万円でした。どうしてそんなに低いのか計算式を不思議に思っていますという内容です。

「合意書」になんて書いてありますかと聞くと、「合意書」の内容を口外してはならないと書いてあるが、電話で話すと口外したことにならないかと心配していましたが、計算式があるというので、そこだけ教えてということで聞きました。

ゴマカシの部分は、賃金の15万は「手取り額」といいます。したがって、実際の支給総額はもっと多いはずですが、本人が手取り額をもとに休業補償額を要求したことから巧妙に賃金支給総額を減らしていると考えられます。次に、実労働日で支給するのではなく、30日分支払わなければならないところを20日分とし、10日分減額した結果、休業補償額が減額されることになりました。

これは、違法行為ですから、請求すると支給されますと説明しましたが、「合意書」にサインしているもので、内容がわかっただけでいいということでした。

それにしても、すぐばれるゴマカシを専門家がするのかと驚くばかりの相談でした。【中林】